



# 島根県報

平成20年11月28日（金）

号外 第 151 号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【告 示】**

建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する（建築住宅課） 2  
と認める者

## 告 示

### 島根県告示第933号

建築士法（昭和25年法律第202号）第15条第3号の規定により、同条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者を次のように定め、平成20年11月28日から施行する。

建築士法第15条第1号又は第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者（昭和48年島根県告示第346号。以下「旧告示」という。）は、廃止する。

平成20年11月28日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 次の表の（い）欄に掲げる学校において同表の（ろ）欄に掲げる科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務（建築士法第14条第1号の建築実務をいう。以下同じ。）の経験を同表の（は）欄に掲げる年数以上有するもの

（い）	（ろ）	（は）
学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学又は高等専門学校	建築士法第15条第1号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第743号。以下「国土交通省告示第743号」という。）の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
防衛省設置法（昭和29年法律第164号）による防衛大学校又は職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）による職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
学校教育法による高等学校又は中等教育学校	建築士法第15条第2号の国土交通大臣の指定する建築に関する科目を定める件（平成20年国土交通省告示第744号。以下「国土交通省告示第744号」という。）の第1に規定する科目（国土交通省告示第744号の第1中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年

注 （ろ）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

- (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）にあつては、大学設置基準（昭和31年文部省令第28号）の規定の例によるものとする。
- (2) 学校教育法による短期大学にあつては、短期大学設置基準（昭和50年文部省令第21号）の規定の例によるものとする。
- (3) 学校教育法による高等専門学校にあつては、高等専門学校設置基準（昭和36年文部省令第23号）の規定の例によるものとする。
- (4) 防衛省設置法による防衛大学校又は職業能力開発促進法による職業能力開発総合大学校若しくは職業能力開発大学校にあつては、大学設置基準の規定の趣旨に準ずるものとする。
- (5) 職業能力開発促進法による職業能力開発短期大学校にあつては、短期大学設置基準の規定の趣旨に準ずるものとする。

(6) 学校教育法による高等学校又は中等教育学校にあっては、高等学校学習指導要領（平成11年文部省告示第58号）の規定の例によるものとする。

2 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業したことを入学資格とする学校教育法による専修学校又は各種学校で修業年限が同表の（ろ）欄に掲げる年数以上のものにおいて同表の（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を同表の（に）欄に掲げる年数以上有するもの

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校	2年	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目	0年
		国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
	1年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	2年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（国土交通省告示第744号の第1中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
	1年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（国土交通省告示第744号の第1中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 （は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、次のとおりとする。

(1) 学校教育法による専修学校にあっては、専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）の規定の例によるものとする。

(2) 学校教育法による各種学校にあっては、専修学校設置基準の規定の趣旨に準ずるものとする。

3 次の表の（い）欄に掲げる学校を卒業した後、職業能力開発促進法による職業能力開発校、職業能力開発促進センター、障害者職業能力開発校又は認定職業訓練で修業年限が同表の（ろ）欄に掲げる年数以上のものにおいて同表の（は）欄に掲げる科目を修めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を同表の（に）欄に掲げる年数以上有するもの

（い）	（ろ）	（は）	（に）
学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令による中等学校	3年	国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「30単位」と読み替えるものとする。）	1年
		国土交通省告示第743号の第1に規定する科目（国土交通省告示第743号の第1中「40単位」とあるのは、「20単位」と読み替えるものとする。）	2年
		国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
学校教育法による中学校	3年	国土交通省告示第744号の第1に規定する科目	3年
		国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（国土交通省告示第744号の第1中「20単位」とあるのは、「15単位」と読み替えるものとする。）	4年
		国土交通省告示第744号の第1に規定する科目（国土交通省告示第744号の第1中「20単位」とあるのは、「10単位」と読み替えるものとする。）	5年

注 （は）欄に掲げる科目の単位の計算方法は、専修学校設置基準の規定の趣旨に準ずるものとする。

4 この告示の施行の日（以下「施行日」という。）前に旧告示の1の項、2の項又は5の項から7の項までに規定する課程を修めて卒業し、施行日以前の当該各項に規定する建築に関する実務（以下この項において「建築に関する実務」という。）の経験が当該各項に規定する年数に満たない者であって、施行日以後に施行日以前の建築に関する実務の経験と施行日以後の建築実務の経験を合わせ当該各項に規定する年数以上有することとなるもの

5 施行日前から引き続き旧告示の1の項、2の項又は5の項に規定する課程に在学し、施行日以後にこれらの課程を修

めて卒業した者であって、その卒業後建築実務の経験を当該各項に規定する年数以上有することとなるもの

- 6 施行日前から引き続き旧告示の3の項又は3の2の項に規定する課程に在学する者であって、施行日以後にこれらの課程を修めて卒業したもの
- 7 建築士法施行規則（昭和25年建設省令第38号）第17条の18の建築設備士
- 8 前各項に規定する者のほか、知事が建築士法第15条第1号及び第2号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者